別記様式(第五条関係)(平24総省令25・全改、平31総省令9・令元総省令19・一部改正) (表面)

第 븅 統計法第15条の規定による立入検査証 基幹統計調査の名称 職名及び氏名 生年月日 年 月 \exists 写 真 上記の者は、統計法第15条の規定により、立 入検査をすることができる者であることを証明 します。 有効期限 年 月 日 年 月 \exists 行政機関の長 钔

(重震)

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

- 第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため 必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又 は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその 統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の 物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- 二 第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を 提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁 をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。